

こんなときには届け出が必要です

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上、60歳未満のすべての方が加入する制度です。届け出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受け取れない場合があります。また、不意の事故や病気で障がいが残った時の障害基礎年金や、万一亡くなられた時の遺族基礎年金が支給されなくなる恐れもあります。

次のようなときには、届け出を忘れずに行って、あなたの大切な年金の権利を守ってください。

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの
退職したとき（厚生年金や共済年金加入者の場合）	第2号被保険者から第1号被保険者になります。（第3号被保険者に該当する場合を除く）	・ 印鑑 ・ 年金手帳 ・ 雇用保険被保険者 離職票など
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります。	
収入増加などにより配偶者（厚生年金や共済年金加入者の場合）の扶養が外れたとき		

【被保険者種別】・ 第1号被保険者 自営業・学生・無職など
 ・ 第2号被保険者 会社員・公務員など
 ・ 第3号被保険者 会社員・公務員などの被扶養配偶者

【問 合 先】岐阜南年金事務所 ☎273-6161

教育委員会だより

地域で育てる子どもたち

羽島郡二町教育委員会 ☎245-1133

笠松町では、子どもたちが安心して遊び、汗し、笑う。このような豊かな時間が過ごせることを願って様々な活動を展開しています。今回は、その一部を紹介します。

「わくわく広場」は、学校・家庭・地域が連携して「地域で子どもを育てる」ことを願って、小学生を対象に行う土曜日の教育活動です。子どもたちの土曜日の居場所づくりをねらいとして実施しています。わくわく広場は、第1期（5月～7月）、第2期（9月～12月）、第3期（1月～3月）の年間3シーズンの第2第4土曜日に地域の方を講師に招いて開催しています。教室は、芸術活動や郷土学習、教科に即した発展的学習に関わる内容で行っています。平成29年度には、各シーズン23講座を開催し、第1期135名、第2期156名、第3期172名の参加者がありました。講座の内容としては、クッキング、ちりめん細工、木工、粘土細工、おもしろ実験室、ペタンク、囲碁・将棋、箏などを開催しました。地域のおじさんやおばさんが講師として教えてくださるので、子どもたちも伸び伸びと活動することができ、楽しい時間を過ごすことができています。ひとりでは難しくても、町内の小学生同士で楽しく活動することで、お互いの交流を深めることにもつながっています。

また、子ども会のインリーダー研修では、大学生にレクリエーションの内容や進め方を指導していただきながら、楽しく活動することができました。

このような活動を通して築いた子ども同士の関係が、中学校に入ってから、よりよい学校生活にもつながることを期待しています。

どちらの活動も、地域の大人や学生など、普段ふれあうことの少ない人との交流を通して、子ども達に社会性が身に付くことが期待されます。また、地域の方とのふれあいにより、顔見知りの仲間が増え、地域コミュニティの充実にもつながります。これからも、以上のような活動をより充実させて、地域の子と大人が共に学び合い、笑顔あふれる温かい町づくりのために、少しでも貢献していけるよう努めてまいります。



インリーダー研修の様子